

国内経済要録

◇事業債の発行条件の改訂

公社債引受協会では、最近の起債環境の状況にかんがみ、事業債の基準発行条件を次のとおり改訂(9月5日決定)、9月債から実施することとした。なお、49年8月債について電力債以外の事業債に一律適用されたワイド・バンド条項(8月号「要録」参照)は、8月債限りで適用が外される。

事業債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変 更 後		変 更 前	
	10年債	7年債	10年債(注)	7年債
AA格債	9.696 (9.5%, 99.00円)	9.679 (9.5%, 99.25円)	9.191 (9.0%, 99.00円)	9.058 (9.0%, 99.75円)
A格債	9.797 (9.6%, 99.00円)	9.780 (9.6%, 99.25円)	9.240 (9.0%, 98.75円)	9.117 (9.0%, 99.50円)
B格債	9.898 (9.7%, 99.00円)	9.881 (9.7%, 99.25円)	9.289 (9.0%, 98.50円)	9.175 (9.0%, 99.25円)
B格債	10.000 (9.8%, 99.00円)	9.982 (9.8%, 99.25円)	9.393 (9.2%, 99.00円)	9.258 (9.2%, 99.75円)

(注) 49年8月債については、ワイド・バンド条項の適用により基準利回りより約1%高とされた(ただし、電力債を除く)。

◇政府系中小金融機関等の第2四半期貸出枠の増額

政府は、中小企業をめぐる経営環境が厳しさを増している状況にかんがみ、政府系中小金融機関等の第2四半期貸出枠を次のとおり増額することとした(9月6日閣議了承)。

(単位・億円)

	当初枠	追加枠
国民金融公庫	2,842	300
中小企業金融公庫	2,011	300
商工組合中央金庫	900	400
小 計	5,753	1,000
沖縄開発公庫	44	10

◇昭和49年度における財政執行の繰延べ措置等

政府は、コスト要因の安易な価格への転嫁を防ぎ物価の安定を図っていくためには、総需要抑制策を堅持することが必要との判断から、財政面においても引き続き抑制的に運営することとし、昭和49年度における財政執行

の繰延べ措置および第3四半期における公共投資関係事業等の契約抑制措置を次のとおり講ずることを閣議決定(8月30日)した。

(1) 財政執行の繰延べ

イ. 一般会計、特別会計、政府関係機関等を通じ、公共投資関係事業について、施行時期の調整を図ることとし、当該事業にかかる経費の8%(積雪寒冷地等にかかる経費については4%)をめぐりとして事業の実施を繰り延べる。なお、災害復旧事業等繰延べ対象とすることが不適当なものは、対象から除外する。

ロ. 財政投融资対象事業についても、上記イ.と同様の比率をめぐりとして繰延べ措置を講ずる。なお、住宅金融公庫、中小企業金融3機関等にかかる事業については、対象から除外する。

ハ. 地方財政においても、国と同一基調の下にその運営を図る必要があるため、国の措置とあわせて公共投資関係事業の繰延べを行うとともに、地方の実情に応じ、単独事業、公営企業等についても、自主的な繰延べ措置を講ずるよう要請する。

ニ. なお、上記の繰延べ措置は、今後情勢が変化し、解除することが適当と認められるときは、これを解除するものとする。

(2) 第3四半期における公共投資関係事業等の契約の抑制

イ. 一般会計、特別会計、政府関係機関等を通じ、公共投資関係事業について、第1・第2四半期に引き続き、第3四半期における契約を極力抑制することとし、これにより、第3四半期末の契約目標率を前年度同期末の契約実績率78.4%を下回る以下にとどめる(ただし、災害復旧および積雪寒冷地関係の事業については、上記の契約目標率の枠内で、昭和48年度第3四半期末の契約率とおおむね同程度の進捗を図る)。

ロ. 以上のほか、財政投融资対象事業についても、上記イ.に準じて、その抑制を図る(ただし、住宅金融公庫、中小企業金融3機関等にかかる事業については、対象から除外する)。

ハ. 地方財政についても、国と同一基調の下に、その執行の抑制を図るよう要請する。

ニ. なお、上記の措置を実施する際には、契約が特定の月に集中することのないよう配慮するものとする。

また、中小建設業者に対し、受注機会の確保に努めるなど特段の配慮を払うものとする。

(注) 大蔵省は9月6日の閣議に、財政執行の繰延べ予定額および第3四半期末の公共事業等契約目標率を別表のとおり報告、了承を得た。

財政執行の繰延べ予定額

	百万円
一般会計	90,502
特別会計	134,855
政府関係機関	133,320
小計	358,677
財政投融资	461,200
合計 (うち重複額)	819,877 (148,400)
中央政府純計	671,477
地方財政	370,000
総計	1,041,477

昭和49年度第3四半期公共事業等契約目標率

	予算現額 億円	第3四半期末
		契約目標率 %
一般会計・特別会計	38,450	74.8
一般会計	17,015	79.1
特別会計	21,435	71.5
政府関係機関	23,045	84.8
公団および事業団	16,304	70.4
合計	77,799	76.9

◇昭和49年産米政府売渡し価格の引上げ

政府は9月7日、昭和49年産米政府売渡し価格の引上げを次のとおり決定した(10月1日実施)。

	改訂後価格	引上げ率
1～4等玄米平均(60kg)	10,256 ^円	32.0 [%]
標準価格米(10kg)	2,100	31.3

(注) 1. 引上げ率32.0%のうち10.3%(販売手数料込み)は48年11月14日に引き上げることが決定され、実施時期だけが当初予定の49年4月1日から10月1日に延ばされていた分。
2. 標準価格米指導価格は大都市の場合。

◇非居住者自由円債務に対する準備率の廃止

日本銀行は9月6日、最近におけるわが国国際収支の動向等にかんがみ、非居住者自由円債務の増加額について設定している準備預金制度の準備率ならびに基準期間を9月11日限りで廃止することを決定した(現行準備率100分の10。現行基準期間 昭和47年5月21日から同年6月20日までの期間)。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(単位・年%)

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	14.875	14.875	15.125	15.125
8月29日以降	15.000	15.000	15.250	15.250